

みえ公共施設等総合管理基本方針

《本編》

最終案

平成 27 年 3 月

三重県

目次

第1章 はじめに

みえ公共施設等総合管理基本方針策定の趣旨	1
----------------------------	---

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況	2
(1) 公共施設	2
①延べ床面積の状況	2
②指定管理者制度などの民間活力の導入状況	2
③公共施設の利用状況	3
ア 県立学校の利用状況	3
イ 庁舎の利用状況	3
ウ 資産カルテに見る施設の利用状況	4
(2) インフラその他施設	4
2 公共施設等の老朽化状況	5
(1) 公共施設	5
①公共施設の経年数の状況	5
②老朽化による補修費	5
③大規模改修（検討）及び更新（検討）対象の状況	5
(2) インフラその他施設	6
3 将来人口の推計	7
(1) 人口の推移及び将来推計	7
(2) 人口の推移及び将来推計（年齢別）	7
(3) 地域別の人口増減率（将来推計）	8
4 公共施設等の維持・更新に係る経費見込み等	9
(1) 今後の経費見込みと充当可能な予算額	9
(2) 財政に関する状況	9

第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

1 基本的な考え方	10
(1) 対象施設	10
(2) 対象期間	10
(3) 全庁的な取組体制と情報共有	10
(4) 現状や課題に関する基本認識	11
①公共施設等の急速な老朽化への対応	11
②社会経済情勢等の変化への対応	11
③財政負担の軽減・平準化	11
④災害への備え	12
(5) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	12
>基本的な視点	12
視点1 長寿命化	12
視点2 適切な配置と規模	13
視点3 安全・安心の確保	13
>実施方針	13
①点検・診断等の実施方針	13
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	14
③長寿命化の実施方針	14
④統合や廃止の推進方針	14
⑤耐震化の実施方針	15
⑥安全確保の実施方針	15
⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	15
(6) フォローアップの実施方針	15
2 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	16
(1) 公共施設	17
①庁舎等	17
②学校・教育施設	18
③スポーツ・レクリエーション施設	19
④県営住宅等	20
(2) インフラその他施設	21
①道路	21
②交通安全施設	22
③河川・ダム	23
④砂防	24
⑤治山	25
⑥海岸	26

⑦下水道.....	27
⑧港湾.....	28
⑨公園.....	29
⑩漁港.....	30
⑪地方卸売市場	31
⑫水道用水供給事業施設	32
⑬工業用水道事業施設	33
⑭電気事業施設	34
⑮病院.....	35

第1章 はじめに

みえ公共施設等総合管理基本方針策定の趣旨

我が国で公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、国においては、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）で「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところであり、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

「インフラ長寿命化基本計画」では、各省庁や地方公共団体は、所管するインフラを対象に、中期的な取組の方向性を明らかにするため、「行動計画」を策定することとされています。

その後、「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、平成26年4月、総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総財務第74号）により、国から地方公共団体に対して、「インフラ長寿命化基本計画」の「行動計画」に相当するものとして、「公共施設等総合管理計画」策定の要請がありました。

このため、三重県では、これまでに取り組んできたファシリティマネジメント¹の考え方を踏まえた県有財産の経済的で適切な維持と有効活用の取組を生かしつつ、公共施設等を取り巻く将来見通しの分析などをもとに、長期的な視点に立って、公共施設等の総合的な管理の基本方針「みえ公共施設等総合管理基本方針」を定めることとしました。これは、公共施設及びインフラその他施設の個別施設計画の上位に位置するものであり、今後20年間を対象期間とし、三重県が所有・管理する公共施設及びインフラその他施設を総合的に管理していく基本的な方針を定めるものです。

これにより、国の動きと歩調を合わせ、県の公共施設及びインフラその他施設全般の有効活用や長寿命化への取組を加速させ、将来にわたって安心と活力ある公共施設等の総合的な管理につなげていきたいと考えています。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等²の現況

この基本方針では、「第3章 1 基本的な考え方」で記述するとおり、県が所有又は管理する全ての公共施設及びインフラその他施設を対象とします。このため、以下に公共施設の現況を示し、次にインフラその他施設の現況を示します。

(1) 公共施設³

①延べ床面積の状況

平成25年度末において、庁舎や学校施設などの建物は約4,700棟あり、延べ床面積は約203万m²となっています。延べ床面積の内訳は、学校・教育施設が半分の50%を占め、次いで大きいのが庁舎等27%、そして県営住宅等13%、スポーツ・レクリエーション施設4%、その他5%となっています（第1表、第2図）⁴。

県民1人あたりに換算すると⁵、合計1.11m²の建物面積を有していることとなります。

これは、単純に比較することはできませんが、公有財産の決算から算出した47都道府県の1人当たり建物面積の平均が1.35m²であることから、三重県の場合は小さいといえることができます。

②指定管理者制度などの民間活力の導入状況

三重県では、平成25年3月に「民間活力の導入に関するガイドライン」を策定し、サービスの質の向上と行政運営の効率化の2つの視点から、県が直接実施すべきものを除き、民間活力の導入について検討していくことを定めています。

現在、公共施設のうち、22施設、延べ床面積約43万m²、公共施設の延べ床面積の約21%において指定管理者制度を導入しています（第2表）。

1 ファシリティマネジメントとは、公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会の定義では、「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」であり、施設を経営資源と捉え、単に保有するのではなく総合的に利活用し、付加価値を生み出し、コストを最小に抑えようとするものです。これには、施設の最適な配置、施設総量のマネジメント、民間資金の活用など民間との連携、売却、貸付、予防保全などが含まれます。

2 公共施設等とは、この基本方針では公共施設及びインフラその他施設（脚注14参照）のことを指します。

3 公共施設とは、この基本方針では庁舎や学校などの建物施設のことを指し、公営事業施設を除きます。

4 この基本方針において、「(第○表)」や「(第○図)」となっているものは、資料編の図表番号を指しています。

5 県民の人口は、平成26年4月1日時点の推計人口（約182万人）によります。

また、東紀州地域においては、民間賃貸住宅の供給量が少なく、職員公舎を整備する必要性が認められたことから、平成 24 年度には、老朽化した職員住宅の集約及び規模縮小を図り、PFI⁶的手法により、職員公舎を効率的・効果的（VFM⁷約 48%）に整備するとともに、その管理も民間業者が担い、コスト削減を図っています（第 3 図）。

③公共施設の利用状況

ア 県立学校の利用状況

県立学校数は、高等学校が 58 校、特別支援学校が 16 校（分校含む。）となっています⁸。

県立高等学校には 42,082 名の生徒が、県立特別支援学校には 1,554 名の幼児児童生徒が在籍しています⁹。

県内の中学校卒業者の高等学校進学率は、98.5%（平成 25 年度卒業生）ですが、少子化が進む中、県内の中学校卒業生数は、平成 15 年度（2003 年度）から平成 25 年度（2013 年度）までの 10 年間で約 1,900 人減少しました（第 4 図）。

一方、県立特別支援学校在籍者数は増加傾向にあり、平成 16 年度（2004 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 10 年間で約 500 人増加しました（第 5 図）。

多くの県立学校施設は、地域の避難所や県民のスポーツの用に供する開放施設として活用されています。

イ 庁舎の利用状況

公共施設のうち本庁舎及び地域総合庁舎の職員 1 人当たりの床面積¹⁰は、本庁舎で約 16m²、地域総合庁舎においては平均約 45m²となっています（第 6 図）。

また、本庁舎及び地域総合庁舎の職員数は、全体的に減少していますが、平成 10 年度（1998 年度）と平成 25 年度（2013 年度）の比較では、本庁舎の職員数の減少率 1.3%に比べ、地域総合庁舎の職員数の減少率が 15.6%と大きくなっています（第 7 図）。

これは、平成の大合併により、平成 15 年度から平成 17 年度末にかけて 69 市町村が 29 市町となり、県から市町への権限移譲が進むなど地方分権が

6 PFI（Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ））とは、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法を指します。

7 VFM（Value for Money（バリュー・フォー・マネー））とは、PFI 事業における重要な概念の一つで、支払い（Money）に対して最も価値の高い品質・サービス（Value）を供給するという考え方であり、従来の方式と比べてどれだけコストを削減できるかを示す割合のことです。

8 平成 26 年度の県立学校数です。

9 文部科学省「平成 26 年度学校基本調査」によります。中学校卒業生数及び県立特別支援学校在籍者数の推移については、それぞれの年度の「学校基本調査」によります。

10 ここでは、「職員 1 人当たりの床面積＝平成 25 年度末延べ床面積（本庁舎は議事堂を除く）÷平成 25 年度職員録から抽出した職員数（特別職、業務補助職員等を除く）」により算出しています。

進展するとともに、県の行政事務の集中化等により、地域機関の職員数が減少し、本庁の職員数が相対的に増加した結果であると考えられます。

今後も、地方行財政改革や地方分権の進展、あるいは道州制議論の方向性等について十分見極めていく必要があります。

ウ 資産カルテ¹¹に見る施設の利用状況

三重県総合文化センター、三重県立美術館、三重県営サンアリーナ、三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称¹²：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）、三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）及び三重県総合博物館の6つの大規模県有施設については、建設後の維持管理など今後の県財政への影響があることから、良質なサービスを提供し効率的な施設管理を行っていただけるよう施設に関する財務情報等が公開されています。

これによれば、いずれの施設も利用者数は概ね堅調に推移しています¹³が、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場については、増加の傾向が見られます（第3表）。

（2）インフラその他施設¹⁴

三重県が保有又は管理する道路、河川・ダム、下水道等のインフラその他施設は、平成25年度末¹⁵において、道路実延長3,461km、橋梁3,990橋、信号機3,190箇所、河川延長2,338km、砂防設備1,914施設、治山施設8,770箇所、海岸保全施設延長335km、下水処理場5施設、下水道管渠延長224km、県管理港湾19、都市公園6、県営漁港12、地方卸売市場1施設及び企業庁資産・病院事業庁資産など多岐にわたっています（第4表）。

なお、インフラその他施設についても、流域下水道施設、都市公園、地方卸売市場及び志摩病院で指定管理者制度を導入しています。

11 ここでは、『平成26年度 第2回 三重の財政』（三重県）の「資産カルテ（平成25年度決算）」を指しています。

12 三重県では、県有施設の有効活用を図り、県民サービスの維持・向上及び県内におけるスポーツの振興と発展につなげていくため、県営スポーツ施設のネーミングライツ事業を行っています。これにより、平成26年8月、三重交通グループホールディングス株式会社（所在地：津市中央1番1号）がネーミングライツ・パートナーとして決定し、県営鈴鹿スポーツガーデンについては「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」（みえこうつうぐるーぶ すぽーつのもり すずか）、県営総合競技場については「三重交通G スポーツの杜 伊勢」（みえこうつうぐるーぶ すぽーつのもり いせ）として愛称が決まりました（ネーミングライツ契約期間：平成26年10月1日から10年間）。ネーミングライツとは、命名権と訳され、ネーミングライツ事業は、施設の命名権を企業等が購入し、県の多様な財源確保などに寄与するものです。

13 三重県総合博物館は、平成26年4月開館のため、複数年度における来館者数の推移は未算出です。

14 インフラその他施設とは、この基本方針では道路・橋梁等の社会基盤と公営事業施設を指します。なお、三重県が実施している公営事業としては、知事部局が行っている公営事業（地方卸売市場事業、港湾整備事業、流域下水道事業）と企業庁・病院事業庁を設置して行っている公営事業（水道用水供給事業、工業用水道事業、電気事業、病院事業）があります。

15 道路実延長・橋梁数については、平成25年4月1日現在です。

2 公共施設等の老朽化状況

(1) 公共施設

①公共施設の経年数の状況

公共施設のうち築後 30 年以上経過しているものが約 58%と半数を超えています（第 6 表、第 9 図）。このまま推移すると、10 年後には築後 30 年以上経過するものが 83%に増加することから、早急な老朽化対策が必要となります。

②老朽化による補修費

老朽化した施設の補修費用は年を経るに比例して増嵩していくものと考えられます。

ちなみに、国土交通省が、国家機関の合同庁舎・一般事務庁舎の補修費用の平均を公表しています。経年数が多い庁舎ほど補修費用の平均が高くなっており、10 年未満では 279 円/m²ですが、40 年以上になると 2,555 円/m²となっています（表 2-2-10）。

この補修費用の平均を、平成 25 年度末における県の公共施設の経年別延べ床面積（第 6 表）に当てはめると、年間約 38 億円の補修費用がかかり、現状のまま 10 年が経過すると、補修費用が約 7 億円増加し、年間 45 億円近くかかる計算となります。

③大規模改修（検討）及び更新（検討）対象の状況

仮に、築 30 年を大規模改修（検討）時期、築 60 年を公共施設の更新（建替）（検討）時期とすると、今後 10 年間で多くの公共施設が大規模改修・更新の検討対象となります（第 12 図）。

今後 10 年間で新たに更新（検討）の対象となる公共施設の延べ床面積は、約 19 万 m²（平成 25 年度末の公共施設の延べ床面積合計の約 9.3%に相当）に上り、これは、県本庁舎や県立学校など昭和 31 年度（1956 年度）から昭和 40 年度（1965 年度）までの間に建築又は一部建築された公共施設となります（第 7 表）。

ただし、個々の施設について見ると、長寿命化を行っている施設、除却予定の施設なども含まれます。長寿命化の措置がなされている場合には、一律に更新の検討を必要とするものではありません。

(2) インフラその他施設

インフラその他施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。

例えば、橋梁では、建設後 50 年以上経過したものが平成 25 年（2013 年）には約 29%であったものが、10 年後の平成 35 年（2023 年）には約 52%、20 年後の平成 45 年（2033 年）には約 69%を占めることとなります（第 13 図）。また、比較的新しい施設が多いトンネルでは、現在、建設後 50 年を経過した割合は約 14%に過ぎませんが、10 年後には約 29%、20 年後には約 53%と加速度的に老朽化が進んでいきます（第 14 図）。

このように、インフラその他施設についても、施設の老朽化の進行に伴い、施設の維持、修繕又は更新にかかる費用が増大し、大きな財政負担となることが予想されます。

3 将来人口の推計¹⁶

(1) 人口の推移及び将来推計

三重県の人口の推移及び将来推計は、昭和 25 年（1950 年）を指数 100 とすると、平成 17 年（2005 年）に指数 128 となり、人口のピーク（約 187 万人）を迎え、その後は減少し、平成 52 年（2040 年）には指数 103、三重県人口の推計値は約 151 万人となっています。これは、昭和 40 年（1965 年）頃の三重県の人口に相当するものです（第 15 図）。

また、三重県では平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）までの 30 年間で 18.7%、約 35 万人が減少すると推計されていますが、これは現在の四日市市と菰野町を合わせた人口に概ね相当します。

仮に、現在の公共施設の県民 1 人当たり延べ床面積（1.11m²/人）が適正な県民サービス水準であると仮定した場合、平成 52 年（2040 年）までに延べ床面積約 35 万 m²（平成 25 年度末の公共施設の延べ床面積合計の約 17%に相当）が余剰となり、施設のさらなる有効利用と廃止、除却、統合が必要となります。

(2) 人口の推移及び将来推計（年齢別）

全国及び三重県の人口推移及び将来推計（5 歳階級別）は、構成比と人口のいずれにおいても、全国・三重県ともに、年少人口（0～14 歳）は減少、生産年齢人口（15～64 歳）は減少、高齢人口（65 歳以上）は増加の推計となっています（第 16 図、第 17 図、第 18 図）。

また、平成 52 年（2040 年）における三重県人口（推計）は、昭和 40 年（1965 年）頃の三重県人口と同じくらいになる推計となっていますが、人口構成は大きく異なり、年少人口 25%が 10%に、生産年齢人口は 67%が 54%に、ともに構成比が減少する一方で、高齢人口の構成比は 8%が 36%に増加していきます。

なお、年少人口、生産年齢人口、高齢人口といった名称は便宜上のものであり、健康寿命が長くなり、元気な高齢者も増えていることにも着目する必要があります。

一方で、85 歳以上の高齢人口も増える見込みとなっており、一人ひとりによって異なるものの、傾向としては、介護・医療などの需要が高まるものと考えられます。

16 平成 22 年（2010 年）以前の人口（全国・三重県・県内市町）は、総務省統計局の国勢調査によります。平成 27 年（2015 年）以降の人口（全国・三重県・県内市町）は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』の出生（中位）死亡（中位）推計及び『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』によります。これは、あくまで推計であり、今後の社会経済情勢などによって大きく変化するものと考えられます。

(3) 地域別の人口増減率（将来推計）

県内の地域別で平成 22 年（2010 年）と平成 52 年（2040 年）を比較すると、三重県全体では 18.7%の減少率ですが、南勢志摩地域や伊賀地域及び紀北・紀南地域ではほとんどの市町が 20%以上の減少率となっており激しい過疎化が見込まれます（第 19 図）。

なお、これは、あくまで推計であり、今後の社会経済情勢などによって大きく変化するものと考えられます。

4 公共施設等の維持・更新に係る経費見込み等

(1) 今後の経費見込みと充当可能な予算額

総務省が提供する試算ソフトにより、公共施設の大規模改修や建替えに要する経費の試算を行ったところ、今後40年間で約9,141億円、年平均約229億円が必要となるとの結果が算出されました(第20図)。

これは、三重県の過去5年間の年平均普通建設事業費のうちのインフラ部門を除いた普通会計決算額(約148億円)の約1.5倍に相当します(第21図)。

仮に、現状の施設規模を維持していくとすると、1年当たり約81億円の経費が増加する試算結果となります。

また、インフラその他施設についての維持、更新経費については、実態が十分に把握されていない施設もあり、また、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等による維持管理・更新等に係る費用の低減の可能性、長寿命化効果等については不確定な要素が多いため、現時点で把握可能な情報が限定的です。

このため、今後の経費見込に一定の精度が確保できないことから、この基本方針では示していませんが、県財政は、極めて深刻な状況にあり、今後、社会保障関係経費や公債費の増加が見込まれるとともに、将来的な生産年齢人口の減少もあわせて考えると、公共施設等の社会資本に充てられる予算については、今後、中長期的には、さらに厳しい状況になるものと考えられます。

(2) 財政に関する状況

近年は、特定目的基金を含む基金残高が減少している一方で、歳出面では公債費が年々増加しているほか、高齢化の進展などに伴う社会保障関係経費の増加が顕著となっています(第26図、第27図)。また、県税収入等の基盤となる生産年齢人口は、今後減少する見込みです(第17図)。

このため、施設の更新・維持管理に当たっては、効率化等により財政負担を軽減・平準化することが必要になってきています。

第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

1 基本的な考え方

(1) 対象施設

この基本方針の対象施設は、県が所有又は管理¹⁷する全ての公共施設及びインフラその他施設とします。

(2) 対象期間

この基本方針は、三重県の将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに長期的な視点に立って策定するものである一方、平成32年(2020年)頃までに策定することとなる個別施設計画¹⁸の基本方針となるものであり、中期的な経費の平準化なども勘案し、概ね向こう20年間(平成27年度～平成46年度)を対象期間とし、個別施設計画の策定や実施の状況を踏まえて必要に応じて見直すこととします。

(3) 全庁的な取組体制と情報共有

この基本方針に基づき、各部局が取り組む公共施設等の管理に関する情報について現状や課題を共有しながら、総合的かつ計画的に管理することができるよう、庁内に「公共施設等総合管理推進会議」を設置します。

会議は、総務部副部長(財政運営担当)を議長とし、各部局の総務課長(財産管理主管課長)、営繕課長、公共用地課長、財政課長、管財課長を構成員とします。

会議の事務局は、総務部管財課とします。

なお、公共施設等の管理に関する重要事項については、この会議で審議した上で、知事・副知事・各部長等で構成する政策会議に諮り、意思決定を行っていくこととします。

¹⁷ 「管理」については、法令などによって県が点検や修繕等をする権限と義務があるものに限り、具体的には、県管理の国道などです。

¹⁸ 平成25年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」において規定された個別施設計画のことをいいます。すなわち、各公共施設等の管理者が、この基本方針に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として策定するものをいいます。

(4) 現状や課題に関する基本認識

① 公共施設等の急速な老朽化への対応

私たちの生活やあらゆる社会経済活動は、国・県・市町等がそれぞれ管理する道路等の産業基盤や水道・公園・学校等の生活基盤、治山・治水といった災害防止のための基盤など、あらゆる公共施設及びインフラその他施設によって支えられています。

現在、公共施設のうち築後 30 年以上経過しているものが 58%と半数を超えているほか、道路・港湾・河川・海岸等のインフラその他施設においても、その多くが高度経済成長期に集中して整備され、特に河川や海岸施設は伊勢湾台風後のもので整備後 50 年が経過するなど老朽化が進んでいます。

このため、今後、急速に進むこうした老朽化にいかに対応していくかが公共施設等を取り巻く大きな課題となっています。

② 社会経済情勢等の変化への対応

今後、公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要が減少していくものと見込まれます。また、年少人口・生産年齢人口が減少する一方で高齢人口が増加することに伴い、必要とする公共施設の種別・設備が変わっていくものと考えられます。

さらに、三重県では平成の大合併により 69 市町村が 29 市町に減少し、合併後およそ 10 年が経過しました。市町においては、より住民に身近な基礎自治体として、責任と権限を拡大しており、県から市町への権限移譲も進んで、県の役割が相対的に縮小し、市町は従来にも増して多様な住民サービスを提供するようになってきました。このため、県はより広域的で専門性の高い行政サービスの提供主体としての役割に転じ、そのために県の庁舎など公共施設の適切な配置数・規模・機能を検討していく必要があります。

なお、利用需要に比して数量等が大きく不足する公共施設等については、他の都道府県の状況、適切な整備主体（民間代替可能性、市町と県の役割分担など）、今後の利用見込み、整備や維持管理に伴う財政負担などを検討の上、県での対応が必要と認められる場合は、その規模や機能、経費、手法などを精査した上で整備に向けた取組が必要となります。

③ 財政負担の軽減・平準化

三重県の財政状況は、歳入面では、特定目的基金を含む基金残高が減少傾向にある一方、歳出面では公債費や社会保障関係経費が年々増加しており、極めて深刻な状況にあります。

こうした中、県税収入等の基盤となる生産年齢人口は、将来推計に見られるように今後減少していく見込みとなっています。

一方、公共施設を現状のまま維持すると仮定すると、公共施設の大規模改修や更新の経費については、1年当たり約81億円の財源がさらに必要になると試算されています。

このような状況を踏まえ、施設の更新や大規模改修に当たっては、今後の利用需要も精緻に見積もるなどその必要性を十分検討し、その上で他の施設との複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能で最適な規模となるよう慎重な検討を行う必要があります。また、既存施設の維持管理に当たっては、修繕や光熱水費・清掃費などのランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

④災害への備え

三重県は、延長1,088kmの海岸線を有しており、今世紀中の発生が予測されている南海トラフ地震では、建物の倒壊やインフラ等への被害のほか、津波災害が見込まれます。

また、地震時に同時に起こる懸念があるものとして、火災や液状化現象なども想定する必要があります。

このため、建物やインフラ等の免震や耐震化を図るとともに、地震・津波等に対して壊れにくい施設の整備が必要です。

さらに、近年頻発する局地的な豪雨や巨大台風に備えて、土砂災害や洪水被害などへの対応も強化する必要があります。

(5) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

➤ 基本的な視点

「(4) 現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、適切な施設管理と持続可能な財政運営の双方を達成するには、今後の公共施設等の管理について、次の視点が重要です。

視点1 長寿命化

中長期的な維持管理・修繕・更新等に係るトータルコストを縮減し、財政負担を平準化していくためには、公共施設等の長寿命化を図るとともに、計画的・効率的な改修をとおして、公共施設等の適切な質を確保していくことが重要です。

そのため、施設特性を考慮の上、安全性・経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全」を推進することが必要です。

また、修繕などの必要な対策を適切な時期に、的確に実施できるよう、点検・診断・修繕の履歴を蓄積し、次期点検・診断・修繕に活用する「メンテナンスサイクル」を構築し発展させていかなければなりません。

視点2 適切な配置と規模

今後、人口減少や少子高齢化、地方分権の進展による県の役割変化等に対応するとともに、人口や財政規模などに応じた適切な施設総量への縮減や施設機能の集約化、高度化が必要となってきます。

このため、公共施設等の更新等の検討に当たっては、当然のごとく整備に着手するのではなく、その時点で施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、将来の利用需要を見据えた公共施設等の適切な量の確保を踏まえつつ、更新等を行うことが肝要です。

視点3 安全・安心の確保

公共施設等は、県民、利用者等の安全・安心を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提です。

また、障がい者、高齢者をはじめとする全ての人が安全かつ快適に利用できる施設としていくことが必要です。

公共施設等は、その利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行が異なり、その状態は時々刻々と変化します。現状ではこれらの変化を正確に捉え、公共施設等の寿命を精緻に評価することは、技術的に困難であるという共通認識に立ち、各公共施設等の特性を考慮した上で、定期的な点検等により公共施設等の状態を正確に把握することが重要です。

また、公共施設等がその機能を発揮し続けるためには、老朽化に加え、地震動等の災害外力にも耐える必要があります。

国においては、国土強靱化基本法が平成25年12月に成立し、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。

三重県においても、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前の的確な施策を実施していくため、平成27年6月に「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」を策定することとしています。

このため、同計画に位置づける老朽化対策との整合を図りつつ、公共施設等の修繕等の機会を捉え、防災・耐震性能等の向上について、効率的・効果的な対策を推進する必要があります。

> 実施方針

この基本方針の対象期間においては、課題を解決するに当たって上記に掲げた視点1「長寿命化」（適切な質）、視点2「適切な配置と規模」（適切な量）及び大前提である視点3「安全・安心の確保」を踏まえ、今後の方向性を「公共施設等の適切な質と量の確保」として、以下のとおり実施方針を定めます。

①点検・診断等の実施方針

- ・公共施設等の管理者は、個別施設計画等に基づき、適切に公共施設等の点検を行い、劣化・損傷の程度や原因等を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について診断（評価）を実施します。

- ・維持管理・更新等に係る基準等を自ら有していない管理者は、当分の間、国や他都道府県が定めた基準等を参考に点検・診断を実施するものとします。その取組を継続する中で、知見やノウハウを蓄積し、点検・診断の精度向上を図ります。
- ・点検・診断・修繕の履歴を集積し、以後の点検・診断・修繕に反映していくという「メンテナンスサイクル」を構築します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・公共施設等、特に建物施設（いわゆるハコモノ）のライフサイクルコスト（建設から解体（除却）までの建物の一生涯にかかる費用）は、建設に伴うインシヤルコスト（初期投資）よりもその後のランニングコスト（保全費（維持管理費）、修繕費、光熱水費等）が全体の7割から8割と大部分を占めます。このため、公共施設等の更新などの際は、ライフサイクルコストを低く抑えられ、維持管理がしやすい構造とすることを念頭に置いて更新等を行うものとします。
- ・公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することも有効な場合があることから、PPP¹⁹も検討することとします。
- ・施設を「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準に適合させるよう努めることで、全ての人が利用しやすい公共施設等となるように取り組んでいきます。
- ・環境負荷の低減や省エネルギーに取り組みます。
- ・文化財等歴史的建造物として指定されている建築物等については、三重県の文化財の保護・継承の観点から、適切な保全・保有主体を調整しつつ、適切に保全されるよう措置を講じます。

③長寿命化の実施方針

- ・点検・診断を定期的実施するとともに、「予防保全」に取り組むことで、公共施設等の長寿命化を推進していきます。
- ・長寿命化は、今後も県が所有・管理していく必要性が認められた範囲で、また、更新（建替え）などの代替手段よりも費用合計が低く抑えられる場合に、施設の安全性を確保しつつ、実施するものとします。

④統合や廃止の推進方針

- ・公共施設等を県が所有・管理する必要性について検証し、必要性に対して説明責任が果たせないような場合は、施設の供用廃止を進めます。
- ・廃止した公共施設等（用地を含む）については、他用途への転用や市町、民間への売却など利活用計画を決定し、早期の有効活用を図っていきます。
- ・将来、公共施設等を更新する際には、社会情勢の変化や分権の推進状況等を踏まえて、国や市町との役割分担の観点や、民間代替可能性の観点から、適切な所有・管理主体をあらためて検討することとします。

19 PPPとは、Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の頭文字をとったもので、「官民の連携」などと訳されます。これは、官民が協働して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現することを指します。その代表的なものとして、PFIがあります（前掲脚注6）。

- ・県民サービスの向上や効率性、費用縮減の観点から、県の施設の複合化・集約化のみならず、国や市町の施設などとの複合化・集約化についても検討します²⁰。

⑤耐震化の実施方針

- ・公共施設等は、平常時の機能のみならず、災害時の拠点施設や物資、人員の輸送施設として、重要な機能を併せ持っており、発災時において、これらの機能を十分発揮できるよう、これまでに引き続き計画的に耐震化の措置を講じるとともに、風水害などその他の大規模自然災害に関しても対策を講じていくこととします。

⑥安全確保の実施方針

- ・点検・診断等で劣化・損傷等が認められた公共施設等については、すみやかに修繕・改修を検討するものとします。
- ・高度の危険性が認められた公共施設等や、老朽化し今後とも利用見込みのない公共施設等については、すみやかに施設の除却等を行うものとします。
- ・予算や何らかの事情により、除却等に時間を要する場合にあつては、防護柵の設置等立入禁止措置を講じ、第三者の安全の確保に十分な配慮を行います。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・この基本方針に基づく取組を推進するため、公共施設等総合管理推進会議を設置し、公共施設等の管理に関する情報共有、部局間の調整などを行っていくこととします。
- ・公共施設等の適切な維持管理や利活用などについての研修を実施していくこととします。
- ・公共施設等の管理を外部に委託する場合においても、この基本方針を踏まえた維持管理を行うものとします。

(6) フォローアップの実施方針

この基本方針のうち、「第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し」については、現段階において把握可能な公共施設等の状態や現状における取組状況を整理し策定したものであり、今後、この基本方針や個別施設計画の実施を通じて、不断の見直しを実施し、順次充実させていくこととします。

また、「第3章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針」についても、今後の社会経済情勢の変化や三重県の財政状況を踏まえ、必要な都度、改訂を行うこととします。

²⁰ 国においても、例えば、国・地方公共団体それぞれの施設の空きスペースの活用、庁舎等の合築など、国・地方公共団体の連携と合理化などが必要と考えており、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。」と明記されました。

2 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

「1 基本的な考え方」に基づき、各公共施設等の適切な維持管理・更新等が行えるよう、「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を定めます。

なお、施設の特性により、「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」によりがたい施設や、いずれの施設類型にも属さない施設については、「1 基本的な考え方」をもとに各公共施設等の管理者において適切に管理していくこととします。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（公共施設） 1 庁舎等

対象施設	<p>三重県が所有・管理する庁舎、医療・保健・福祉施設、文化・社会教育施設、警察施設（以下「庁舎等」といいます。）を対象とします。</p>
現状と課題	<p>庁舎等は、平成 36 年（2024 年）以降は、本庁舎の建替えや平成 6 年（1994 年）頃に建設された大規模建物の大規模改修（検討）時期を迎えるため、改修・更新経費の増大が懸念されます。</p>
実施方針	<p>県民等の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <p>なお、個別施設計画の策定対象は、概ね延べ床面積 500m²以上の建物を持つ施設を基本に、施設の重要性や数量その他各施設の特性に応じて各施設管理者が必要と認める施設とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>建築基準法の法定点検の対象建築物・建築設備については、法定点検結果を活用します。</p> <p>「県庁舎等適正保全指針」（平成 24 年度策定）に基づき平成 25 年度に作成した「県庁舎等施設保全マニュアル」による自主点検を行うなど、施設の特性に応じて点検を行います。また、点検結果などを記録して蓄積していきます。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>蓄積した点検・診断・修繕履歴などのデータに基づき、中長期計画などを作成し、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> 3 長寿命化の実施方針 <p>今後の利用見込みや施設の安全性について検討し、点検・診断・修繕履歴などのデータに基づいた予防保全に転換し、長寿命化に取り組むものとします。</p> 4 統合や廃止の推進方針 <p>今後の利用見込みや利便性向上、効率化、必要性などの観点から、施設の特性に応じて、民間代替可能性や国・市町との連携も視野に入れ、中長期的に、適切な規模と配置ができるよう取り組んでいきます。</p> 5 耐震化の実施方針 <p>平成 17 年に耐震化対象と設定した県有建築物については、平成 26 年度末までに全て耐震化が完了しました。</p> <p>その他の建築物についても、施設の機能や利用状況に応じて耐震改修を行うものとします。</p> 6 安全確保の実施方針 <p>点検・診断等により、危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕などを行います。危険性があり、今後とも利用見込みのない施設については、すみやかに除却等の措置を講じます。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（公共施設） 2 学校・教育施設

対象施設	<p>三重県が所有する高等学校・特別支援学校及び教育施設を対象とします。</p>
現状と課題	<p>高等学校・特別支援学校については、全 2,222 棟のうち、築 50 年以上経過している棟が 141 棟、築 40 年以上経過している棟が 443 棟、築 30 年以上経過している棟が 748 棟あるため、今後、改修・更新経費の増大が予想されます。</p> <p>総合教育センターは、築 38 年経過しており、今後、改修等の経費が必要となります。</p>
実施方針	<p>高等学校・特別支援学校については、生徒等の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの削減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <p>総合教育センターは、施設の特性に応じて以下に準じます。</p> <p>なお、個別施設計画の策定対象は、概ね延べ床面積 500m²以上の建物を持つ施設を基本に、施設の重要性や数量その他各施設の特性に応じて各施設管理者が必要と認める施設とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>建物等の法定点検や簡易水道施設の検査などを定期的実施するとともに、職員による自主点検を随時行い、それらの点検結果を蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に生かしていきます。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>蓄積した点検結果をもとに、学校と協議し、中長期的な計画を策定の上、維持管理・修繕・更新等を進めていきます。</p> 3 長寿命化の実施方針 <p>対症療法的な維持管理から予防保全的な維持管理及び改修を行うため、今後、改正を予定している「県立学校施設整備方針」（平成 18 年度策定）に基づき、施設更新時期の分散及び学校施設環境の改善を検討していきます。</p> 4 統合や廃止の推進方針 <p>「県立高等学校活性化計画」（平成 24 年度策定）及び平成 27 年 3 月策定予定の「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」に基づき、学校の整備、統合及び廃止を検討していきます。</p> 5 耐震化の実施方針 <p>平成 9 年度に耐震化対象と設定した学校施設については、平成 25 年度末までに全て耐震化が完了しました。</p> <p>その他の建築物についても、施設の機能や利用状況に応じて耐震改修を行うものとしします。</p> 6 安全確保の実施方針 <p>点検等により学校関係者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（公共施設） 3 スポーツ・レクリエーション施設

対象施設	<p>三重県が所有するスポーツ・レクリエーション施設を対象とします。</p> <p>・ 県営鈴鹿スポーツガーデン、県営サンアリーナ、ゆめドームうえの 等</p>
現状と課題	<p>スポーツ・レクリエーション施設は、県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興その他文化向上等を図るための施設として県内各地に設置し、主な施設は全て指定管理者により運営されています。</p> <p>スポーツ施設については、昭和 50 年の国体開催以降新たな整備も限られ、施設の老朽化が進んでいます。</p> <p>今後、県営サンアリーナ等の大規模施設が平成 36 年（2024 年）以降に大規模改修時期を迎えるため経費増大が懸念されます。</p>
実施方針	<p>県民等の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、指定管理者制度的確な運用を通じて、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 法令等に基づく施設、設備の点検結果を蓄積します。 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断・修繕履歴を蓄積し、これらのデータに基づき将来修繕等が必要と思われる設備等の把握に努めます。 3 長寿命化の実施方針 点検・診断・修繕履歴を蓄積しつつ、可能な限り予防保全を図ることで、長寿命化に努めます。 4 耐震化の実施方針 昭和 56 年の改正建築基準法施行前に整備された施設については、全て耐震診断を行い、耐震改修不要又は耐震化が完了しています。 5 安全確保の実施方針 日常点検を行うことで利用者の安全確保に努めます。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（公共施設） 4 県営住宅等

対象施設	<p>三重県が管理する県営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」といいます。）を対象とします。</p> <p>なお、県営住宅等の附帯施設や児童遊園、集会所等の共同施設を含みます。</p>
現状と課題	<p>三重県が管理する県営住宅等で、耐用年限を経過している住棟の割合は、平成 26 年 4 月 1 日時点で約 25%ですが、10 年後には約 41%に増加するなど、老朽化が進行しています。</p>
実施方針	<p>県営住宅等入居者の安全・安心の確保、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>建物等の法定点検や簡易水道施設の検査など、必要な点検・診断等を定期的を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に生かしていきます。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>屋上防水改修や外壁改修など、早期段階に予防的な修繕を実施するとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に生かしていきます。</p> <p>また、「三重県住生活基本計画」（平成 23 年度改定）に基づき、県営住宅等は、原則的に新規建設を行わず、既存ストックを有効に活用します。</p> 3 長寿命化の実施方針 <p>予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、平成 22 年度に作成した「三重県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、主に長寿命化型改善、福祉対応型改善及び安全確保型改善を実施し、既存ストックの改善を着実に進めます。</p> 4 統合や廃止の推進方針 <p>「三重県住生活基本計画」の中に公営住宅供給の方向が示されているため、同計画の方針に基づき県営住宅の統合や廃止を推進していきます。</p> 5 耐震化の実施方針 <p>耐震化は平成 22 年度までに完了しました。</p> 6 安全確保の実施方針 <p>点検・診断等により県営住宅等入居者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなどの必要な措置を講じます。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 1 道路

対象施設	<p>三重県が管理する国道及び県道を対象とします。</p> <p>なお、トンネル、橋梁など道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含みます。</p>
現状と課題	<p>橋梁をはじめとする道路施設の多くは高度経済成長期に建設されており、施設の老朽化が進むなか、重大な事故が発生するリスクが高まっており、施設の機能を維持するため、より一層の適正な維持管理を実施していく必要があります。</p>
実施方針	<p>道路利用者等の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>道路法施行規則及び告示に基づき、トンネル、橋梁、大型の構造物について、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。他の施設については、施設の特徴や状態に応じた適切な点検方法を検討し実施していきます。また、道路パトロール等の日常点検により道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、個別施設計画に基づく計画的な修繕・更新を実施します。</p> 3 長寿命化の実施方針 <p>既に個別施設計画を策定した橋梁に加え、トンネル、横断歩道橋等についても個別施設計画の策定を行い、予防保全型維持管理を実施します。</p> 4 統合や廃止の推進方針 <p>施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。</p> 5 耐震化の実施方針 <p>緊急輸送道路に架かる橋梁等の耐震対策を進めます。また、地震や津波による地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋梁の耐震対策を進めます。</p> 6 安全確保の実施方針 <p>点検・診断等により道路利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 2 交通安全施設

対象施設	三重県警察が管理する交通安全施設を対象とします。
現状と課題	交通信号機等の交通安全施設の多くは耐用年数が経過し、施設の老朽化が進む中、信号柱が倒壊するなど重大事故に繋がる懸念されていることから、施設を維持するためには柱の建て替えを含む信号機器等の維持管理等を実施していく必要があります。
実施方針	<p>交通安全施設による安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの縮減等を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>交通安全施設の点検は、警察署における点検及び保守点検業務を民間に委託して、柱の傾き、亀裂、損傷、腐食の有無について点検・診断作業を行っており、点検報告結果を施設の維持管理に活用します。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>点検・診断の結果を受けて、施設の特性や安全性を総合的に判断して修繕・更新を実施し、維持管理・更新等に要するコストを抑えるように努めます。</p> 3 長寿命化の実施方針 <p>点検・診断の結果を活用して劣化・損傷の程度を把握し、計画的な修繕・更新を実施することで施設の長寿命化を図ります。</p> 4 安全確保の実施方針 <p>点検・診断により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕・更新を実施するなど、必要な措置を講じます。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 3 河川・ダム

対象施設	<p>三重県が管理する河川、ダム、河川に附随する水門、樋門・樋管、陸閘、排水機場を対象とします。</p>
現状と課題	<p>河川管理施設は、厳しい自然環境の下に置かれていることや、伊勢湾台風後に整備されたことなどから、今後、施設の老朽化の進行による安全性の低下や、更新費用の増大が懸念されています。</p>
実施方針	<p>県民等の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>河川堤防については、築堤区間、重要水防区域を中心に年 2 回、水門、樋門、樋管、陸閘については年 1 回、それぞれ巡視・点検を実施し健全度を診断します。</p> <p>なお、排水機場等の個別施設計画を策定した施設については、年 1 回の定期点検に加え、出水期には毎月 1 回、非出水期は 2 ヶ月に 1 回点検を実施し、健全度を診断します。</p> <p>ダムについては、運用時に個々に定められたダム点検整備基準に基づき、巡視・点検を実施し、健全度を診断します。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、個別施設計画に基づく計画的な修繕・更新を実施します。</p> 3 長寿命化の実施方針 <p>個別施設計画を策定した水門・排水機場等については、適宜、機器の整備・更新等延命化工事を実施します。</p> <p>ダムについては、個別施設計画を策定するとともに、計画的な維持管理、設備の更新を実施します。</p> 4 統合や廃止の推進方針 <p>防潮扉等は、津波による災害の発生が予見される場合等に操作員の安全性を確保した上で、確実な閉扉操作を行うことは困難です。このため、操作員の安全を確保した上で、災害を軽減する措置として、常時閉鎖（施設の廃止、施錠閉鎖、利用時開放、統廃合）の対応方針について、施設操作を委託している関係市町等と協議を行い、地元関係者の理解を得て促進していきます。</p> 5 耐震化の実施方針 <p>被災後、復旧が困難な河口部付近の水門・樋門と排水機場について優先的に耐震化を進めます。</p> 6 安全確保の実施方針 <p>点検・診断等により県民等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど、必要な措置を講じます。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 4 砂防

対象施設	<p>三重県が管理する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を対象とします。</p>
現状と課題	<p>砂防・急傾・地すべり施設においては、厳しい自然環境の下に置かれていることや、伊勢湾台風後に整備されたことなどから、今後、施設の老朽化の進行による安全性の低下や、更新費用の増大が懸念されています。</p>
実施方針	<p>県民等の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 年2回、巡視・点検を実施し、健全度を診断します。 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、個別施設計画に基づく計画的な修繕・更新を実施します。 3 長寿命化の実施方針 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の個別施設計画の策定を行い、予防保全型維持管理を実施します。 4 安全確保の実施方針 点検・診断等により県民等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、必要な措置を講じます。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 5 治山

対象施設	三重県が管理する治山施設を対象とします。
現状と課題	治山施設は、荒廃森林等厳しい自然条件下で整備されている箇所が多く、相当年数を経過したものがあなかで、今後、経年劣化や新たな森林の荒廃に伴って施設の劣化、損傷等が生じる可能性があり、機能強化を含めた適切な維持管理が必要となっています。
実施方針	<p>県民の安全・安心の確保、治山施設の中長期的な維持管理・更新等の実施を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 治山施設が有する機能や周辺環境等に応じた点検のほか、必要に応じて豪雨後等の点検等を実施し、変状や経年劣化等の健全度の把握を進めます。 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 今後、点検・診断等の結果を踏まえて個別施設計画の策定を行い、計画的な維持管理・修繕・更新等を進めていきます。 3 長寿命化の実施方針 予防保全型維持管理の観点から長寿命化計画（個別施設計画）に基づく治山施設の維持管理・修繕・更新等の適切な実施に向けて取り組んでいきます。 4 安全確保の実施方針 点検・診断等により緊急的な対応を要すると判断された場合には、保全対象との位置関係及び重要度等を考慮し優先度を踏まえた上で必要な措置を講じます。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 6 海岸

対象施設	<p>三重県が管理する海岸、これに附随する水門・樋門・樋管、陸閘を対象とします。</p>
現状と課題	<p>三重県が管理する海岸保全施設は、その多くが昭和 34 年の伊勢湾台風後に築造されており、築後約 50 年が経過し、老朽化が著しい状況であり、被害を軽減するための対策が求められています。</p>
実施方針	<p>県民等の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 年 1～2 回、巡視・点検を実施し、健全度を診断します。 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、個別施設計画に基づく計画的な修繕・更新を実施します。 3 長寿命化の実施方針 海岸保全施設のうち堤防、護岸、胸壁について個別施設計画の策定を行い、予防保全型維持管理を実施します。 4 統合や廃止の推進方針 防潮扉等は、津波による災害の発生が予見される場合等に操作員の安全性を確保した上で、確実な閉扉操作を行うことは困難です。このため、操作員の安全を確保した上で、災害を軽減する措置として、常時閉鎖（施設の廃止、施錠閉鎖、利用時開放、統廃合）の対応方針について、施設操作を委託している関係市町等と協議を行い、地元関係者の理解を得て促進していきます。 5 耐震化の実施方針 三重県が管理する海岸保全施設は、国の「海岸保全施設耐震点検マニュアル（平成 7 年 4 月）」に準じ点検を実施した結果、約半数の施設で危険度が高いことが判明しました。 このため、詳細調査の結果、施設の状態、背後地の状況等を総合的に勘案し、対策が必要と判断された区間について整備を進めます。 6 安全確保の実施方針 点検・診断等により県民等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、必要な措置を講じます。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 7 下水道

対象施設	<p>三重県が管理する流域下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設）を対象とします。</p>
現状と課題	<p>流域下水道事業については、事業着手が昭和 51 年であり、インフラの中では比較的新しい施設ですが、今後の老朽化の進行に伴い改築・修繕等に要する費用が増加していくことが懸念されます。特に、機械・電気設備については管渠や建築・土木構造物に比べ耐用年数が短期であることから、早期に改築・修繕等の費用が必要となります。</p>
実施方針	<p>公衆衛生等の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>「下水道維持管理指針（平成 26 年度（公社）日本下水道協会改訂）」「三重県流域下水道事業保安規程」等に基づく定期的な点検・調査の実施により設備状態（健全度）を適宜把握し、予防保全の観点から計画的な維持管理を行います。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、個別施設計画に基づく計画的な修繕・更新を実施します。</p> 3 長寿命化の実施方針 <p>「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成 25 年度国土交通省水管理・国土保全局下水道部作成）」に基づき、管路施設、処理施設、ポンプ施設の個別施設計画の策定を進め、計画的な修繕・更新を実施します。</p> 4 統合や廃止の推進方針 <p>人口減少等に伴い流域下水道に流入する計画汚水量の減少が懸念されますが、流域関連市町との情報共有により将来の流入水量について適宜把握し、処理計画の縮小などを検討していきます。</p> 5 耐震化の実施方針 <p>「三重県流域下水道総合地震対策計画」（平成 25 年度策定）で定めたマンホールの浮上防止や処理施設の躯体補強などを実施します。</p> 6 安全確保の実施方針 <p>道路陥没やマンホールふたに起因する事故防止のため、目視及び管渠内カメラ点検により施設状況を把握し、被害が想定される場合には緊急的な修繕工事を実施します。また、地震・津波発生時には「三重県流域下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）」（平成 25 年度策定）に基づき、下水道機能の維持・早期回復に努めます。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 8 港湾

対象施設	<p>三重県が管理する港湾（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港道路施設）を対象とします。</p>
現状と課題	<p>岸壁や防波堤などの港湾施設については、厳しい自然環境の下に置かれていることや、高度経済成長期に集中的に整備されたことなどから、今後、施設の老朽化の進行による安全性の低下や、更新費用の増大が懸念されています。</p>
実施方針	<p>県民等の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>港湾の施設の技術上の基準を定める省令及び告示に基づき、港湾施設について 5 年に 1 回（当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるものについては 3 年に 1 回）近接目視による定期点検を実施し、健全度を診断します。さらに年 2 回、巡視・点検を実施し、健全度を診断します。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、個別施設計画に基づく計画的な修繕・更新を実施します。</p> 3 長寿命化の実施方針 <p>港湾施設のうち、臨港道路の橋梁、水域施設、外郭施設、係留施設について個別施設計画の策定を行い、予防保全型維持管理を実施します。</p> 4 統合や廃止の推進方針 <p>施設の必要性を十分検討し、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めます。</p> 5 耐震化の実施方針 <p>緊急輸送道路に関連する臨港道路の橋梁の耐震化を引き続き実施します。</p> 6 安全確保の実施方針 <p>点検・診断等により港湾利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、必要な措置を講じます。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 9 公園

対象施設	三重県が管理する都市公園を対象とします。
現状と課題	公園施設の多くが供用後相当な年数を経過し老朽化が進行しており、施設の機能を維持していく必要があります。
実施方針	<p>公園利用者の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <ul style="list-style-type: none"> 遊具については、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成 26 年度改訂）に基づき日常点検及び定期点検を実施し、健全度を診断します。その他公園施設については、公園管理者による巡視において確認を行います。 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <ul style="list-style-type: none"> 公園施設の種別ごとに予防保全型、事後保全型、予測保全型の管理類型を設定し、計画的に修繕・更新を実施します。 3 長寿命化の実施方針 <ul style="list-style-type: none"> 各県営都市公園別に策定した個別施設計画に基づき、修繕、更新等を計画的に実施します。 4 統合や廃止の推進方針 <ul style="list-style-type: none"> 利用頻度の少ない公園施設については、修繕、更新に合わせ廃止についても検討します。 5 安全確保の実施方針 <ul style="list-style-type: none"> 点検・診断等により公園施設に不具合が見受けられた場合は、緊急的な修繕・更新を実施することとし、すみやかに修繕等を実施できない施設については、使用禁止等必要な措置を講じます。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 10 漁港

対象施設	三重県が管理する漁港（係留施設、外郭施設、橋梁）を対象とします。
現状と課題	岸壁や防波堤などの漁港施設においては、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、修繕、更新すべき施設が増加していることから、今後、施設の老朽化の進行による安全性の低下や、更新費用の増大が懸念されています。
実施方針	<p>漁港管理担当者として、更新・統廃合・長寿命化等について、現状や課題に対する認識を踏まえた上で、施設をどのように管理していくのか基本的な考え方を定めます。</p> <p>1 点検・診断等の実施方針</p> <p>国の技術基準・マニュアル等により実施した施設の点検・診断結果に基づき、いつどのような対策を実施することが最適であるかを踏まえた 50 年間の機能保全計画を作成します。また、定期的な点検・診断を実施することで、機能保全計画を更新します。</p> <p>2 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>「三重県漁港区域における維持管理業務実施マニュアル」（平成 18 年度改訂）により、漁港管理担当者による月 1 回の自主点検を実施します。また、機能保全計画に基づき修繕・更新を実施し、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図ります。</p> <p>3 長寿命化の実施方針</p> <p>「事後保全」から、常に施設の保全状況を把握して、計画的な保全を行う「予防保全」に転換することにより、施設の長寿命化を実施します。</p> <p>4 統合や廃止の推進方針</p> <p>施設の利用状況を検証し、利用状況が著しく低い施設については、定期的に当該施設が果たしている役割や機能を再検証し、その必要性を検討した上で、施設の統合や廃止を進めます。</p> <p>5 耐震化の実施方針</p> <p>震災発生後の緊急物資輸送基地や陸上路のアクセスが脆弱な地域及び離島への緊急物資の海上輸送路を確保するため、4 漁港において耐震強化岸壁を整備することとしています。1 漁港においては、整備が完了しており、今後、3 漁港において整備を実施していきます。</p> <p>6 安全確保の実施方針</p> <p>機能保全計画に基づく計画的な修繕・更新により施設の安全性を確保します。さらに、月 1 回の自主点検により施設の安全を確認します。また、維持管理等により漁港利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合は、緊急修繕や立入禁止措置等の必要な措置を講じます。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 1 1 地方卸売市場

対象施設	三重県地方卸売市場を対象とします。
現状と課題	三重県地方卸売市場は昭和 56 年 7 月に三重県中央卸売市場として開設し、平成 19 年 4 月に水産物部が、平成 21 年 4 月に青果部が地方卸売市場へ転換しました。開設から 30 年以上が経過し、施設の老朽化に伴う大規模改修工事を計画的に進めていますが、今後も、老朽施設・設備の改修・更新工事等が必要であり、改修・更新経費の増大が予想されます。
実施方針	<p>利用者等の安全・安心の確保、維持管理に係るコストの縮減や予算の平準化を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 建物等の法定点検や建築設備の点検など、必要な点検・診断等を定期的を実施するとともに、指定管理者による日々の巡視などを行います。 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検や巡視により異常箇所を早期発見に努め、早期段階の予防的な修繕等を実施するとともに、修繕等の履歴を蓄積し老朽化対策に生かしていきます。 3 長寿命化の実施方針 点検・診断・修繕履歴を蓄積しつつ、予防保全に取り組み、長寿命化を推進します。 4 耐震化の実施方針 耐震診断の結果、耐震工事が必要となった建物の耐震化は平成 22 年度までに完了しています。 5 安全確保の実施方針 点検等により、危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 1 2 水道用水供給事業施設

対象施設	<p>三重県企業庁が管理する水道用水供給事業施設（浄水場、管路施設等）を対象とします。</p>
現状と課題	<p>水道用水供給事業施設の多くは事業開始から長期間経過しており、これまで適宜修繕・更新を行いながら施設の維持管理・改良を行ってきました。施設の耐用年数を考慮すると、今後も本格的な更新時期を迎えることとなります。また、今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模地震に対する対策についても急務となっています。</p>
実施方針	<p>事故の未然防止及び設備の信頼性・安全性の向上、経営状況や料金への影響を考慮した上で維持管理・更新等にかかるコストの縮減・平準化を図っていくために、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>土木施設、構造物及び電気・機械設備について、三重県水道事業保安規程、三重県企業庁ISO9001システムに基づき点検を実施し、点検記録を整備します。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>点検、診断等の結果を受けて、施設の特性や安全性、経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保全・回復を図る「予防保全」を推進します。また、電気・計装・機械設備などについては、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などの要素を、管路については、老朽化、漏水実績、布設状況、他工事との同時施工などの要素を総合的に判断して修繕・改良工事を実施します。</p> 3 長寿命化の実施方針 <p>定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因の把握を行い、計画的な修繕・改良工事を実施することで、施設の長寿命化を図ります。施設の修繕・改良工事については、機能性や耐久性などについて十分に検討を行い、維持管理・更新等にかかるコストの縮減・平準化を図ります。</p> 4 耐震化の実施方針 <p>浄水場・ポンプ所などの主要施設については、被災により人命や社会的に重大な被害を及ぼす恐れのある施設の耐震化工事を実施します。また、被災した場合、復旧に時間を要する水管橋については、耐震診断に基づき上部工への落橋防止装置の設置や下部工の補強等の対策を計画的に実施します。</p> 5 安全確保の実施方針 <p>点検等により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 13 工業用水道事業施設

対象施設	<p>三重県企業庁が管理する工業用水道事業施設（貯水池、浄水場、管路施設等）を対象とします。</p>
現状と課題	<p>工業用水道事業施設の多くは事業開始から長期間経過しており、これまで適宜修繕・更新を行いながら施設の維持管理・改良を行ってきました。施設の耐用年数を考慮すると、今後も本格的な更新時期を迎えることとなります。また、今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模地震に対する対策についても急務となっています。</p>
実施方針	<p>事故の未然防止及び設備の信頼性・安全性の向上、経営状況や料金への影響を考慮した上で維持管理・更新等にかかるコストの縮減・平準化を図っていくために、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 点検・診断等の実施方針 <p>土木施設、構造物及び電気・機械設備について、三重県工業用水道事業保安規程、三重県企業庁ISO9001システムに基づき点検を実施し、点検記録を整備します。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>点検、診断等の結果を受けて、施設の特性や安全性、経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保全・回復を図る「予防保全」を推進します。また、電気・計装・機械設備などについては、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などの要素を、管路については、老朽化、漏水実績、布設状況、他工事との同時施工などの要素を総合的に判断して修繕・改良工事を実施します。</p> 3 長寿命化の実施方針 <p>定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因の把握を行い、計画的な修繕・改良工事を実施することで、施設の長寿命化を図ります。施設の修繕・改良工事については、機能性や耐久性などについて十分に検討を行い、維持管理・更新等にかかるコストの縮減・平準化を図ります。</p> 4 耐震化の実施方針 <p>貯水池・浄水場・取水所などの主要施設については、被災により人命や社会的に重大な被害を及ぼす恐れのある施設の耐震化工事を実施します。また、被災した場合、復旧に時間を要する水管橋の耐震化工事を優先的に実施します。</p> 5 安全確保の実施方針 <p>点検等により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 14 電気事業施設

対象施設	<p>三重県企業庁が管理する水力発電施設（平成 27 年 4 月 1 日譲渡予定）、三重ごみ固形燃料発電設備（平成 32 年度末で運転終了予定）及び三重県が管理する焼却炉、ボイラー、RDF 貯蔵施設（平成 32 年度末で運転終了予定）を対象とします。</p>
現状と課題	<p><水力発電> 水力発電所については、平成 27 年 4 月 1 日をもって全ての施設を中部電力（株）へ譲渡します。</p> <p><RDF 焼却・発電> 三重ごみ固形燃料発電所の焼却炉、ボイラー、RDF 貯蔵施設は三重県の資産、発電設備は三重県企業庁の資産となっています。</p> <p>施設運営については、三重県から三重県企業庁に委託されており、平成 28 年度までは三重県企業庁が一体的に運営します。また、三重ごみ固形燃料発電所については、平成 32 年度末に運転終了予定となっています。</p>
実施方針	<p>平成 28 年度までの三重ごみ固形燃料発電所の電気・機械設備について、三重ごみ固形燃料発電所保安規程及び三重県企業庁 ISO 9001 システムに基づき点検を実施し、点検記録を整備します。</p> <p>なお、三重ごみ固形燃料発電所の平成 29 年度から 32 年度にかけての運営主体については、現在調整中となっています。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型（インフラその他施設） 15 病院

対象施設	<p>三重県病院事業庁が所管する、こころの医療センター（津市）、一志病院（津市）及び志摩病院（志摩市）の3病院を対象とします。</p>
現状と課題	<p>三重県病院事業庁が所管する病院は、公営企業としての健全な経営を継続させるとともに、それぞれの機能に応じた良質で満足度の高い医療を安定的に提供することが求められています。</p> <p>病院の主要な建物については、築後25年を経過しているものもあり、今後20年の間に大規模改修や建替え等が必要となります。</p>
実施方針	<p>医療の提供とともに、患者の安全・安心の確保、施設の維持管理や更新に要するコストの縮減等を図るため、以下のとおり方針を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の点検・診断等の実施方針 <p>施設の機能不全が患者サービスの低下に直結することから、各病院では、施設管理の外部委託等を通じ、法令等に基づく定期検査の他、日常的に点検作業を行っており、これらの報告結果等を施設の維持管理に活用します。</p> 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針 <p>施設の維持管理、修繕に要するコストを抑えるよう努めます。</p> <p>また、施設の大規模修繕及び更新については、健全な病院経営を前提とした適切な整備計画の下に対応していくこととします。</p> 3 長寿命化の実施方針 <p>点検・診断結果を活用し、予防的な施設保全を図ることにより、施設の長寿命化に努めます。その際、今後の利用見込や施設の安全性について検討し、トータルコストの縮減を図りつつ長寿命化に取り組むものとします。</p> 4 耐震化の実施方針 <p>病院事業庁が所管する病院の建物は、すでに耐震性を確保している状況です。</p> <p>また、各病院が災害発生時に急増する医療需要に対応するため策定している業務継続計画を適切に遂行できるよう、非常用発電設備などの施設機能の維持に努めます。</p> 5 安全確保の実施方針 <p>点検・診断等により、危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕などを行います。</p> <p>なお、危険性があり、今後とも利用見込みのない建物については、すみやかに除却等の措置を講じます。</p>

みえ公共施設等総合管理基本方針《本編》

平成 27 年 3 月

三重県

(問い合わせ先) 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県 総務部 管財課

電話 : 059-224-2135 FAX : 059-224-2111

電子メール : kanzai@pref.mie.jp